

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改 定	R8.8.18 R7.2.7 R7.4.28 R3.6.28、R3.6.4 R3.3.18、R3.5.28
作 成	R3.3.2

検討課題	48	オンライン会議の実施について		
区 分		I－A		
関連条例内容		(基本方針) 第2条 議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 (1) 市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。 (2) 議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。 (3) 積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 (4) 新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。 (議会運営の原則) 第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。	2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。	
検討内容		・オンライン会議を実施するための運用等について		
現状分析		議論する内容		対応内容
・新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、市議会の各会議について、オンラインによる開催が可能となるよう運用等について検討する必要がある。		・オンライン会議を実施するための運用及び関係例規の整備等について検討する。		・オンライン会議を開催する場合は、委員全員が自宅から参加することとする。 ・開催の決定者は、招集権者（委員長等）とする。 ・会議は原則公開する。（傍聴対応、インターネット配信の放映範囲の拡大の検討が必要） ・非公開会議及び秘密会はオンライン会議の対象から除外することとする。 ・採決は行わないこととする。 （令和3年3月2日 第65回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・会議は、状況により一部の議員のみが自宅から参加することも可とする。 ・危機管理対策本部は、非公開会議であってもオンラインにより開催できることとする。 ・会議は自由討議までとし、討論・採決は通常会議で行うこととする。 ・傍聴対応については、タブレットに映し出された会議の様子を、ライブ配信システムを活用して放映することとする。 ・傍聴対応として、議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することとする。 (執行部了承済み。広聴広報委員会で確認要) (令和3年3月18日 第66回検討部会) ・新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難な場合には、オンライン会議を開催できるよう、委員会条例の一部を改正することについて協議し、令和3年3月定例会に議会運営委員会提出議案として提出することを確認。 (令和3年3月23日 全員協議会) ・委員会条例の一部改正について、全会一致で可決した。(令和3年3月26日 本会議) ・傍聴対応として、議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することを決定。 (令和3年3月31日 広聴広報委員会) ・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱、亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせについて協議。オンライン会議における表決について協議。 (令和3年5月28日 第67回検討部会)

現状分析	議論する内容	対応内容
		・ 亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を確認。（令和3年6月4日 第68回検討部会） ・ 亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱 ・ 亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせを制定及び一部改正する。 （令和3年6月15日 議会改革推進会議） ・ 委員会条例におけるオンライン会議の開催を規定する開催方法の特例について、従来の新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症に加え、大規模な災害等の発生を追加する改正を行った。（令和6年12月定例会） ・ 委員会条例におけるオンライン会議の開催を規定する開催方法の特例について、会議規則に規定する欠席事由の範囲で拡大を図るための検討を、プロジェクトチームを設置し協議を進めていくことを確認。（令和7年1月23日 第94回検討部会） ・ プロジェクトチームにおいて、オンライン会議の開催要件等について、会議規則に規定する欠席事由の範囲内で、具体的な運用基準を定めるとともに、オンライン会議に関する申し合わせの作成が必要であることを確認した。また、育児、介護、看護等やむを得ない事由によりオンライン会議を開催している他市議会の運用等について調査することとした。（令和7年2月20日プロジェクトチーム会議） ・ プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認。（令和7年2月20日第96回検討部会）

		・プロジェクトチームにおいて、議員のなり手不足にも対応するため、災害や感染症以外の育児、介護などのその他やむを得ない事由でのオンライン委員会を開催できるよう検討しなければならないことを確認した。また、委員会等へのオンライン出席については、議員本人の希望によることとし、介護等の家族の範囲や産前産後、育児休業等の対象期間については限定せず、議員それぞれの必要性や状況に応じて可能とすることについても協議をした。（令和7年4月28日プロジェクトチーム会議） ・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。また、市民等への映像配信や傍聴者の対応について協議が必要であることを確認した。（令和7年4月28日第97回検討部会） ・オンライン会議の実施に係る申し合わせの素案を確認し、その後の協議については、関係規程の整理を行った上で議会運営委員会に移すこととした。（令和8年1月27日第106回検討部会） ・オンライン会議の実施に係る申し合わせの素案を確認し、関係規程の整理を行い、後日改めて整理した内容について協議を行うこととした。（令和8年2月16日議会運営委員会） ・委員会条例、会議規則、その他関係例規において、育児、介護、その他やむを得ない事由においても、オンライン会議を開催できるよう、関係例規の確認、整理を行った。委員会条例および会議規則については、令和8年9月定例会の閉会日に議会運営委員会提出議案とすることを確認した。（令和8年8月6日議会運営委員会）
--	--	---